

(第16号議案)

中野区職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略) (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 一時保護業務手当</u> <u>(6) 児童相談所業務手当</u></p> <p>第3条～第6条 (略) <u>(一時保護業務手当)</u></p> <p>第7条 <u>一時保護業務手当は、児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第11条第1項第2号ホに掲げる業務に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき1,470円を超えない範囲内において、規則で定める。</u> <u>(児童相談所業務手当)</u></p> <p>第8条 <u>児童相談所業務手当は、児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法第12条第2項に規定する業務(前条第1項に規定する業務を除く。)を行うため、家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき490円を超えない範囲内において、規則で定める。</u> (支給の制限)</p> <p>第9条 (略) (特別区人事委員会への報告)</p> <p>第10条 (略) (委任)</p> <p>第11条 (略) 附 則 (略)</p> <p>附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条 (略) (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第7条 (略) (特別区人事委員会への報告)</p> <p>第8条 (略) (委任)</p> <p>第9条 (略) 附 則 (略)</p>